

令和 6 年 9 月 3 0 日

○条例

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

各種医療費の助成に係る事務処理において利用することができる市長が保有する特定個人情報の種類を追加するため改正する。

[内 容]

1 特定個人情報の種類の追加

次に掲げる事務を処理するために必要な限度において利用することができる特定個人情報に、国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって市長が保有するものを追加することとする。（別表第2関係）

- (1) 小田原市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
- (2) 小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
- (3) 小田原市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 4 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年小田原市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「生活保護関係情報」という。）」の次に「、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）」を加え、同表の 2 の項中「生活保護関係情報」の次に「、国民健康保険給付関係情報」を加え、同表の 3 の項中「) 又は」を「)、」に改め、「障害者手帳関係情報」という。）」の次に「又は国民健康保険給付関係情報」を加え、同表の 4 の項中「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報」を「国民健康保険給付関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、一定の要件を満たす特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定めることとされたことに伴い、当該割合を定めるため改正する。

[内 容]

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）であって、その出力が1万キロワット以上2万キロワット未満のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準となるべき価格に乗ずる割合は、 $\frac{1}{4}$ とする。こととする。

（附則第5項関係）

[適 用]

公布の日

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 5 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する条例で定める割合 1 4 分の 1 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

[改正理由]

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる法人として定める特定非営利活動法人小田原なぎさ会について、寄附金税額控除の対象期間を更新するため改正する。

[内 容]

特定非営利活動法人小田原なぎさ会に対する寄附金税額控除の対象期間を次のように更新することとする。(別表関係)

更 新 後	更 新 前
令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

[適 用]

令和6年10月1日

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第26号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年小田原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「令和元年10月1日」を「令和6年10月1日」に、「令和6年9月30日」を「令和11年9月30日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

- 1 被保険者証の交付に関する事務等の廃止に伴う規定の整備（第19条の6、第25条及び第29条関係）

国民健康保険法が一部改正され、被保険者証の交付に関する事務等が廃止されることに伴い、これに応じた規定の整備を行うこととする。

- 2 その他

国民健康保険法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

[適 用]

令和 6 年 1 2 月 2 日

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 7 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 2 5 条第 2 項第 1 号中「、住所並びに被保険者証の記号及び番号」を「及び住所」に改める。

第 2 9 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

患者の希望による長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養費を定めるため改正する。

[内 容]

1 長期収載品選定療養費の設定（別表第1関係）

患者の希望による長期収載品（後発医薬品のある新医薬品等をいう。以下同じ。）の処方等又は調剤に係る選定療養費を次のように定めることとする。

単位	金 額
1回	長期収載品の薬価と後発医薬品の薬価との価格差に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

1 長期収載品選定療養費の設定

令和6年10月1日

2 上記以外

公布の日

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 8 号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 特別入院室料（加算額）の項中「別表第 1 第 8 号」を「別表第 2 第 8 号」に改め、同表に次のように加える。

長期収載品選定療養費	1 回	療養告示第 2 条第 1 5 号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「長期収載品」という。）の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に 4 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に 1 0 円を乗じて得た額に、消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	療養告示第 2 条第 1 5 号に規定する処方等又は調剤に該当する場合とする。
------------	-----	--	---

別表第 2 育児相談料の項中「別表第 1 第 8 号」を「別表第 2 第 8 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（特別入院室料（加算額）の項に係る部分に限る。）及び別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市個人番号の利用に関する条例が一部改正され、各種医療費の助成に関する事務について、庁内連携により利用することができる特定個人情報の種類が追加されることに伴い、その対象となる特定個人情報を定めるため改正する。

[内 容]

1 利用対象特定個人情報の設定（第6条～第8条関係）

市長は、次に掲げる事務を処理するために必要な限度で、国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報又は同法による保険給付の支給に関する情報であって自らが保有するものを利用することができることとする。

- (1) 小田原市小児医療費助成条例第5条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 小田原市小児医療費助成条例第7条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 小田原市小児医療費助成条例施行規則第6条第1項の医療証の有効期間の更新に係る審査に関する事務又は同条第2項の医療証の有効期間の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条第1項又は第3項の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (6) 小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第13条第1項の医療証の有効期間の更新に係る審査に関する事務
- (7) 小田原市重度障害者医療費助成条例第5条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (8) 小田原市重度障害者医療費助成条例第7条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (9) 小田原市重度障害者医療費助成条例施行規則第5条第1項の医療証の有効期間の更新に係る審査に関する事務
- (10) 小田原市重度障害者医療費助成条例施行規則第7条第1項の規定による助

成費の支給の申請に係る審査に関する事務

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 2 号

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 8 年小田原市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該申請を行う者が養育する子に係る国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による保険給付の資格者等に関する情報（以下「国民健康保険給付資格者等情報」という。）

第 6 条第 2 号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該届出を行う者が養育する子に係る国民健康保険給付資格者等情報

第 6 条第 3 号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該更新に係る対象者が養育する子に係る国民健康保険給付資格者等情報

第 7 条第 1 号オ中「（小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例第 3 条第 1 項の対象者をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該申請に係る対象者（小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例第 3 条第 1 項の対象者をいう。以下この条において同じ。）に係る国民健康保険給付資格者等情報

第 7 条第 2 号中「若しくは第 3 項」を「又は第 3 項」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該届出に係る対象者に係る国民健康保険給付資格者等情報

第 7 条第 3 号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該更新に係る対象者に係る国民健康保険給付資格者等情報

第8条第1号に次のように加える。

カ 当該申請を行う重度障害者に係る国民健康保険給付資格者等情報
第8条第2号に次のように加える。

オ 当該届出を行う重度障害者に係る国民健康保険給付資格者等情報
第8条第3号に次のように加える。

カ 当該更新に係る重度障害者に係る国民健康保険給付資格者等情報
第8条に次の1号を加える。

(4) 小田原市重度障害者医療費助成条例施行規則第7条第1項の規定による助成費の
支給の申請に係る審査に関する事務 当該申請を行う重度障害者に係る国民健康保
険法による保険給付の支給に関する情報

第9条第1号キ中「(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する
法律(昭和57年法律第80号)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。